

福岡県後期高齢者医療広域連合関係市町村負担金要綱

平成28年8月25日

福岡県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 井上 澄 和

福岡県後期高齢者医療広域連合関係市町村負担金要綱を次のとおり改正する。

1 別紙

福岡県後期高齢者医療広域連合関係市町村負担金要綱

平成20年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、福岡県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年3月27日18地第6713号許可。以下「広域連合規約」という。）第17条第1項第1号に規定する関係市町村の負担金（以下「負担金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(負担金の種類)

第2条 負担金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 共通経費負担金
- (2) 療養給付費負担金
- (3) 保険料負担金
- (4) 保険基盤安定負担金

(負担金の算定方法)

第3条 前条各号に掲げる負担金の額は、広域連合規約別表第3に基づき算定する。

2 前項の規定により算定した額に1円未満の端数がある場合は、これを四捨五入して得た額とする。

(負担金の支払)

第4条 前条の規定に基づき算定する負担金の額は、概算によるものとし、当該年度の実績の確定により、翌年度において精算する。

2 広域連合長が特に認めた場合は、前項の規定にかかわらず、当該年度の特定した時点における実績に基づき、その一部を精算することができる。

(納付方法)

第5条 負担金の納付方法は、広域連合長が発行する請求書に基づき、別表に定める割合で算定された額を同表に定める納付期限（その日が日曜日、土曜日又は休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。以下同じ。）に当たるときは、納期前においてその日に最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日）までに納付するものとする。

2 広域連合長が必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、納付期限を変更することができるものとする。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は広域連合長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年9月1日から施行する。

別表

共通経費負担金				療養給付費等負担金		保険料負担金		保険基盤安定負担金	
一般会計		特別会計				保険料普通徴収	保険料特別徴収		
納付期限	割合	納付期限	割合	納付期限	割合	納付期限	納付期限	納付期限	割合
第1回目 4月15日	1/4	第1回目 4月15日	1/4	4月15日	4月～9月 3/5	各月納期の 翌月25日	奇数月の 25日	第1回目 1月20日	2/3
第2回目 8月1日	1/4	第2回目 8月1日	1/4	5月～3月 1日				第2回目 3月15日	1/3
第3回目 11月1日	1/4	第3回目 11月1日	1/4		10月～3月 2/5			第3回目 3月25日	確定後 の調整額
第4回目 3月1日	1/4	第4回目 3月1日	1/4						